

# 学 則

2019.4.1~

学校法人 京都中央学院  
Y I C 京都ビューティ専門学校

# Y I C 京都ビューティ専門学校 学 則

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第1条 本校は、教育基本法、学校教育法及び美容師法に基づき、技術教育を通じての人間教育を教授、実践するとともに良識ある社会人として必要な資質を養い、地域社会の発展に貢献できる心豊かなスペシャリストの養成を目的とする。

### (名 称)

第2条 本校は、Y I C 京都ビューティ専門学校という。

### (位 置)

第3条 本校の位置を、京都府京都市下京区油小路通塩小路下る西油小路町 2 7 番地に置く。

## 第 2 章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

### (課程、学科、修業年限及び定員)

第4条 本校の教育課程、学科、修業年限及び定員は、別表 1 のとおりとする。

### (学年、学期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2. 衛生専門課程及び商業実務専門課程の学期は、次のとおりとする。

前 期	4月1日から 9月30日まで
後 期	10月1日から 3月31日まで

### (休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、校長が特に必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で規定する休日
- (3) 夏期休業  
7月25日から8月31日までとする。
- (4) 冬期休業  
12月23日から1月10日までとする。
- (5) 春期休業  
3月10日から4月10日までとする。

### 第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程及び授業時間)

第7条 本校の教育課程及び授業時間は、別表2のとおりとする。

(始業及び終業)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

課程名	昼夜別	始業時刻	終業時刻	曜日
専門課程	昼	9時00分	16時10分	月～金

(教職員組織)

第9条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 教員 7名以上
- (3) 講師 必要に応じて置く
- (4) 助手 必要に応じて置く
- (5) 事務職員 5名以上

2. 校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

### 第4章 入学、休学、編入学、転入学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第10条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学時期)

第11条 本校の入学時期は、次のとおりとする。

4月1日

(入学選考及び入学手続き)

第12条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記入し、書類選考、面接及び適正試験によって、校長の許可を受けなければならない。

2. 本学に入学を許可された者は、入学許可の日から7日以内に第21条の入学金を納めなければならない。

(休学及び復学)

第13条 疫病その他やむを得ない事由によって、1か月以上休学しようとする者は、所定の休学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。

2. 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て復学することができる。

(編入学)

第14条 専修学校、大学等の中途退学者であって、入学要件を満たす者が編入学を志願した場合、入学志願者が過去に既に履修した科目及びその単位数または時間数と本校カリキュラムを照合した上で、校長が教育上支障がないと認める場合は、学校の定める手続きにより編入を許可することができる。

2 前項において、編入学する生徒の入学年次は、入学前における在学年数及び既修得単位の認定状況により別に定める。

3 本校を中途退学し再入学を希望する生徒の入学年次は、退学時の既修得単位の認定状況により別に定める。

(転入学)

第15条 専修学校、大学等の在籍者であって、入学要件を満たす者が転入学を志願した場合、入学志願者が過去に既に履修した科目及びその単位数または時間数と本校カリキュラムを照合した上で、校長が教育上支障がないと認める場合は、学校の定める手続きにより転入を許可することができる。

2 前項において、転入学する生徒の入学年次は、入学前における在学年数及び既修得単位の認定状況により別に定める。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、所定の願書を提出して、校長の許可を受けなければならない。

(卒業認定及び卒業証書)

第17条 卒業認定会議は、校長、副校長、専任教員 および 校長が必要と認めた者で構成され、次の基準をすべて満たした者に対して卒業を認定する。

(1) 第4条に定められた期間在学し、規定の単位（授業時間数）を修得していること

(2) 教科課目の区分ごとに、その教科課目の5分の4以上出席していること。

(3) 教科課目の区分ごとに、期末試験の成績が各科目60点以上であること。（通年の場合は、前期期末および後期期末試験が何れも60点以上でなければならない。）

(称号の授与)

第18条 校長は卒業認定会議の結果に基づき、前条により、衛生専門課程（2年）及び商業実務専門課程（2年）の学科を修了した者には専門士（衛生専門課程及び商業実務専門課程）の称号を与え別紙様式1による卒業証書を授与する。

(ほう賞)

第19条 成績優秀にして他の模範となる者は、これをほう賞することができる。

(退学処分)

第20条 学校教育法施行規則第26条第3項に該当する者は、これを退学させることができる。

## 第5章 授業料等

(授業料)

第21条 授業料、入学金及び入学選考料等は、別表3のとおりとする。

(授業料の返還)

第22条 既納の授業料は、返還しない。やむを得ない特別な理由がある場合には、別途定める規則により、その一部または全額を返還することができる。

## 第6章 付帯教育事業

(付帯教育事業)

第23条 本校は、付帯事業として次の通信課程を置き、修業期間、定員は次のとおりとする。

別 科	修業期間	入学定員	総 定 員	総学級数
美容科通信課程	3年	40名	120名	3

2. 前項の必要事項は、別に定める。

## 第7章 雑 則

(除籍)

第24条 授業料その他の納付金を滞納した者は、除籍することができる。

(健康診断)

第25条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(細 則)

第26条 この学則の施行に必要な細則は、校長が別に定める。

附 則

1 この学則は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

1 この学則は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

1 この学則は、平成23年4月1日から実施する。

2 平成22年度までに入学した者については、なお、従前の学則を摘要する。

附 則

1 この学則は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

1 この学則は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

1 この学則は、平成26年4月1日から実施する。

2 平成25年度までに入学した者については、別表2-3の教育課程を適用する。

附 則

1 この学則は、平成27年4月1日から実施する。

附則

1 この学則は、平成27年4月1日から実施する。

附則

1 この学則は、平成28年3月1日から実施する。

2 美容科、ビューティスペシャリスト科の卒業証書については別紙様式2を、ブライダル科については別紙様式1を適用する。

附則

1 この学則は、平成28年4月1日から実施する。

附則

1 この学則は、平成29年4月1日から実施する。

2 美容科、ビューティスペシャリスト科、ブライダル科の平成28年度以前の入学者に関しては従前の学則を適用する。

附則

1 この学則は、平成30年4月1日から実施する。

2 美容科、ビューティスペシャリスト科、ブライダル科の平成29年度以前の入学者に関しては従前の学則を適用する。

附則

1 この学則は、平成31年4月1日から実施する。

2 ブライダル科の平成30年度以前の入学者に関しては従前の学則を適用する。

別表 1

課程、学科、修業年限、定員及び学級数

課程名	学 科 名 (昼 夜 別)	修業年限	入学定員	総定員	学級数
衛 生 専門課程	美容科 (昼)	2年	80名	160名	4
	ビューティスペシャリスト科 (昼)	2年	80名	160名	4
商業実務 専門課程	ブライダル科 (昼)	2年	40名	80名	2

別表2

## 美容科 教育課程

区分		履修科目名	1年		2年		合計		
			単位	時間	単位	時間	単位	時間	
必須科目Ⅰ	ビューティ基礎	講義	保健Ⅰ	1	30			1	30
			保健Ⅱ	1	30			1	30
			化粧論Ⅰ	1	30			1	30
			衛生管理Ⅰ	1	30			1	30
			美容技術理論Ⅰ	1	30			1	30
			美容技術理論Ⅱ	1	30			1	30
			化粧品化学Ⅰ	1	30			1	30
			関係法規・制度	1	30			1	30
			運営管理	1	30			1	30
	実習	美容実習(カット基礎)	1	30			1	30	
		美容実習(パーマ基礎)	1	30			1	30	
		美容実習(カラー基礎)	1	30			1	30	
		美容実習(シャンプー・ヘッドスパ)	1	30			1	30	
		美容実習(ワインディングⅠ)	4	120			4	120	
		美容実習(ウェーブⅠ)	4	120			4	120	
	トータルビューティ分野	実習	美容実習(メイク)	2	60			2	60
			美容実習(ネイル)	2	60			2	60
美容実習(ヘアアレンジ)			1	30			1	30	
美容実習(着付)			1	30			1	30	
必須科目Ⅰ計			27	810	0	0	27	810	
必須科目Ⅱ	美容専門	講義	美容保健Ⅲ			1	30	1	30
			化粧品化学Ⅱ			1	30	1	30
			美容文化論Ⅱ			1	30	1	30
			衛生管理Ⅱ			1	30	1	30
			衛生管理Ⅲ			1	30	1	30
			美容技術理論Ⅲ			1	30	1	30
	実習	美容技術理論Ⅳ			1	30	1	30	
		美容技術理論Ⅴ			1	30	1	30	
		美容技術特論Ⅰ			4	120	4	120	
		美容技術特論Ⅱ			8	240	8	240	
		美容実習(ウェーブⅡ)			2	60	2	60	
		美容実習(ワインディングⅡ)			1	30	1	30	
		美容実習(カット応用)			1	30	1	30	
		美容実習(パーマ応用)			1	30	1	30	
必須科目合計			0	0	26	780	26	780	
選択科目	国試対策	講義	美容総合技術			2	60	2	60
	キャリア基礎力	講義	就職ガイダンス	1	30			1	30
			キャリアデザイン	1	30			1	30
	ビジネス基礎力	講義 実技 実習 研修	基本IT技術	1	30			1	30
			プレゼンテーション	1	30			1	30
			ビジネス文章力	1	30			1	30
			ビジネス英語	1	30			1	30
			イベントプロデュース			1	30	1	30
			ボランティア活動	1	30	1	30	2	60
			ヘアケアマイスター			1	30	1	30
			専攻授業(ヘアデザイン専攻)	2	60	2	60	4	120
			専攻授業(メイク・ブライダル専攻)	2	60	2	60	4	120
			カラーコーディネートⅠ	1	30			1	30
			カラーコーディネートⅡ			1	30	1	30
			ビューティコーディネートⅠ	1	30			1	30
			ビューティコーディネートⅡ	1	30			1	30
			インターンシップⅠ	1	30			1	30
			インターンシップⅡ			1	30	1	30
	美容実習(コンテストⅠ)	1	30			1	30		
美容実習(コンテストⅡ)			1	30	1	30			
美容実習(サロンワークⅠ)	2	60			2	60			
美容実習(サロンワークⅡ)			2	60	2	60			
選択科目計			18	540	14	420	32	960	
総計(必須+選択必須+選択)			45	1,350	40	1,200	85	2,550	

※単位:90分×15週の座学(授業)または実習をもって1単位とする。ただし、校外学習などこれによりがたい場合は別途換算する。

※卒業の要件:必須科目48単位(1,440時間)および選択必須科目及び選択科目合わせて20単位(600時間)以上 計68単位(2,040時間)以上の履修

※科目履修(単位)認定の要件:80%以上の出席 および 期末試験 60点以上



別表2

## ビューティスペシャリスト科 教育課程

区分		履修科目名	1年		2年		合計			
			単位	時間	単位	時間	単位	時間		
必須科目	ビューティ基礎	講義	人体の構造及び機能	2	60			2	60	
			皮膚科学	1	30			1	30	
			公衆衛生			1	30	1	30	
			化粧品化学			1	30	1	30	
			色彩学	1	30			1	30	
			ブライダル概論	1	30			1	30	
		アロマセラピー基礎	2	60			2	60		
		実習	ネイル基礎	4	120			4	120	
			メイクアップ基礎	4	120			4	120	
			ヘアアレンジ基礎	1	30			1	30	
	着付け				2	60	2	60		
	キャリア基礎力	講義	ビジネスと仕事の実践			1	30	1	30	
サービス接遇			1	30			1	30		
必須科目計			21	630	5	150	26	780		
選択必須科目	メイク分野	講義実習	メイクアップⅠ	4	120			4	120	
			メイクアップⅡ			4	120	4	120	
			イメージメイク	2	60			2	60	
			イメージメイク応用	2	60			2	60	
			ブライダルメイク	2	60			2	60	
			撮影メイク			2	60	2	60	
			コスメティック販売実習			2	60	2	60	
			メイクセラピーⅠ	1	30			1	30	
			メイクセラピーⅡ			1	30	1	30	
			メイクセラピーⅢ			1	30	1	30	
	ネイル分野	講義実習	ネイルⅠ	10	300			10	300	
			ネイルⅡ			10	300	10	300	
			ネイルⅢ			2	60	2	60	
	エステ分野	講義実習	解剖生理学Ⅰ	2	60			2	60	
			解剖生理学Ⅱ			2	60	2	60	
			エステ(ボディ)	8	240			8	240	
			エステ(フェイシャル)			8	240	8	240	
	トータルビューティ分野	講義実習	アロマセラピーⅠ			1	30	1	30	
			パーソナルカラー			1	30	1	30	
			ヘアアレンジⅠ			1	30	1	30	
			メイクアップ応用			2	60	2	60	
			トータルコーディネート			1	30	1	30	
	選択必須科目			31	930	38	1,140	69	2,070	
	選択科目	※トータルビューティ分野	講義実習	メイクアップ特論Ⅰ			4	120	4	120
				メイクアップ特論Ⅱ			4	120	4	120
				ネイル特論Ⅰ			4	120	4	120
				ネイル特論Ⅱ			4	120	4	120
				エステ特論Ⅰ			4	120	4	120
エステ特論Ⅱ						4	120	4	120	
パーツケア実習Ⅰ						1	30	1	30	
プロップアート				1	30			1	30	
※ビジネス基礎力分野		講義実習 研修	サービス接遇特論	1	30			1	30	
			基本IT技術			1	30	1	30	
			キャリアデザイン	1	30			1	30	
			プレゼンテーション			1	30	1	30	
			ビジネス文章力	1	30			1	30	
			論理的思考力基礎	1	30			1	30	
			ビジネス英語			1	30	1	30	
			インターンシップ			1	30	1	30	
			サロン運営Ⅰ			2	60	2	60	
			サロン運営Ⅱ			2	60	2	60	
			サロン運営Ⅲ			2	60	2	60	
			イベントプロデュース	1	30			1	30	
			企業研究			1	30	1	30	
			企業研修			1	30	1	30	
			ボランティア活動	1	30	1	30	2	60	
選択科目計			7	210	38	1,140	45	1,350		
総計(必須+選択必須+選択)			59	1,770	81	2,430	140	4,200		

## 卒業要件資格

- ・共通 : JNA日本ネイリスト検定3級 JMA日本メイクアップ技術検定3級 パーソナルカラー検定3級 アロマセラピー検定2級
- ・共通エステティック分野選択者 : 国際エステティック連盟(INFA)ボディパスポート試験
- ・メイクアップアドバイザー分野選択者 : JMA日本メイクアップ技術検定2級 メイクセラピー検定3級
- ・ネイリスト分野選択者 : JMA日本ネイリスト検定2級 JNAジェルネイル検定初級

※単位:90分×15週の座学(授業)または実習をもって1単位とする。ただし、校外学習などこれによりがたい場合は別途換算する。

※卒業の要件:必須科目25単位(750時間)および選択必須目及び選択科目合わせて12単位(360時間)以上、計64単位(1920時間)以上の履修

別表2

## ブライダル科 教育課程

区分	履修科目名	1年		2年		合計			
		単位	時間	単位	時間	単位	時間		
必須科目	ブライダル分野	講義	ブライダルコスチュームⅠ	1	30			1	30
			ブライダルコスチュームⅡ	1	30			1	30
			ブライダル概論	1	30			1	30
			ブライダル企業研究	1	30			1	30
			BIA検定Ⅰ	1	30			1	30
			BIA検定Ⅱ	1	30			1	30
			BIA検定Ⅲ			1	30	1	30
			BIA検定Ⅳ			1	30	1	30
			ABC検定Ⅰ	1	30			1	30
			ABC検定Ⅱ			1	30	1	30
	ブライダル分野	実習	イベントプロデュースⅠ	4	120			4	120
			イベントプロデュースⅡ			4	120	4	120
			レストランサービス			1	30	1	30
			フラワーコーディネイトⅠ	1	30			1	30
			ブライダルセレモニー実習	1	30			1	30
			ブライダルプランニング実習	1	30			1	30
			インターンシップⅠ	2	60			2	60
			インターンシップⅡ	2	60			2	60
	ビジネス分野	講義	ビジネススキルアップⅠ	1	30			1	30
			ビジネススキルアップⅡ			1	30	1	30
			ビジネススキルアップⅢ	1	30			1	30
			ビジネススキルアップⅣ			1	30	1	30
			サービス接遇Ⅰ	1	30			1	30
			サービス接遇Ⅱ	1	30			1	30
			プレゼンテーション・ディベート学Ⅰ	1	30			1	30
			プレゼンテーション・ディベート学Ⅱ			1	30	1	30
		セールスプロモーション			1	30	1	30	
		ビジネス分野	実習	基本IT技術Ⅰ	1	30			1
	基本IT技術Ⅱ			1	30			1	30
	トータルビューティ分野	講義	トータルビューティ基礎学Ⅰ	1	30			1	30
			色彩学	1	30			1	30
		実習	ブライズメイクヘア			1	30	1	30
着付け・作法			2	60			2	60	
メイクアップ基礎			2	60			2	60	
ネイル基礎					3	90	3	90	
ヘアアレンジ			1	30			1	30	
(必須)		32	960	16	480	48	1,440		
選択科目	ビジネス分野	講義	ビジネス基礎学	1	30			1	30
			現代ホテル理論	1	30			1	30
			マナープロトコル			1	30	1	30
			ビジネス電話応対			1	30	1	30
			ブライダルサロン	2	60			2	60
			サロン管理実習			2	60	2	60
			キャリアデザイン	1	30			1	30
	ブライダル分野	実習	メイクセラピー	2	60			2	60
			ブライダルアロマ			1	30	1	30
			ブライダル映像基礎			1	30	1	30
			イラスト・デッサン			1	30	1	30
			フラワーコーディネイトⅡ			1	30	1	30
			ウェディングプランナー演習			1	30	1	30
			選択科目計(選択)	7	210	9	270	16	480
総計(必須+選択)		39	1170	25	750	64	1,920		

※卒業の要件: 必須科目 48単位(1,440時間)以上 および選択科目16単位(480時間)単位以上 計64単位(1,920時間)以上の履修

※単位: 90分 x 15週の 座学(授業) または 実習 をもって1単位とする。ただし校外実習などこれによりがたい場合は別途決定する

※科目履修(単位)認定の要件: 80%以上の出席 および 期末試験 60点以上

別表 3

1、年間授業料、入学金及び入学選考料等

(単位：円)

課程名	学科名 (昼夜別)	入学選考料	入学金	授業料	実習費	施設維持費
衛生 専門課程	ビューティスペシャリスト科 (昼)	20,000	150,000	460,000	410,000	210,000
	美容科 (昼)	20,000	150,000	460,000	410,000	210,000
商業実務 専門課程	ブライダル科 (昼)	20,000	150,000	460,000	410,000	210,000

2、教材費概算

(単位：円)

課程名	学科名 (昼夜別)	1年次	2年次	合計
衛生 専門課程	ビューティスペシャリスト科 (昼)	370,000	180,000～195,000	550,000～565,000
	美容科 (昼)	374,000	290,000～350,000	664,000～724,000
商業実務 専門課程	ブライダル科 (昼)	300,000	230,000	530,000

3、在籍継続 (卒業延期) の場合の学費

年度当初に修業年限を満たしている者で、履修不足により卒業延期になった場合は次の学費を納めるものとする。

(1) 卒業に要する残余単位数が12単位以下の者 (単位：円)

費目	費用
在籍料 (半期)	30,000
在籍料 (通期)	60,000
再履修料 (1単位につき)	30,000
施設維持費 (12単位以内)	105,000
実習費 (1単位につき)	5,000
教材費	実費

(2) 卒業に要する残余単位数が13単位以上の者 (単位：円)

費目	費用
在籍料 (半期)	30,000
在籍料 (通期)	60,000
再履修料 (13単位以上)	390,000
施設維持費 (13単位以上)	210,000
実習費 (1単位につき)	5,000
教材費	実費

別紙様式 1

割 印	校 印	卒 業 証 書
	第 号	
	氏 名	
	年	
	月	
	日 生	
	右の者は本校において衛生専門課程 課程を修めたので卒業証書を授与する 文部科学大臣告示（平成六年文部省告示第八十四号）により 専門士（衛生専門課程）と称することを認める	
	平成 年 月 日	
	Y I C 京都ビューティ専門学校長	
	○ ○ ○ ○	
	印	

卒業証書

割印

第 号

校印

氏名

年 月 日生

右の者は本校 科所定の課程を修めたので  
卒業証書を授与し文部科学大臣告示により職業実践専門課程  
専門士（衛生専門課程）と称することを認める

平成 年 月 日

Y I C 京都ビューティ専門学校長

○ ○ ○ ○

印